

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 1月16日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	宇治浄水場ほか天日乾燥床ろ材補充業務		
業務場所	宇治市五ヶ庄高車1-2、尼ヶ塚1-2他		
委託期間	令和8年2月17日 ～ 令和8年3月31日 43日間		
業務概要及び条件	天日乾燥床ろ過用砂の補充業務 ろ材補充業務 27m ³ 提出書類作成業務 一式		
予 定 価 格	¥1,345,740 (税込)	最低基準価格	¥942,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと ①参加資格者名簿登録 ②公共施設におけるろ材補充業務実績(元請、過去10年以内)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年1月22日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年2月10日(火) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年1月16日（金）午前9時から
令和8年1月28日（水）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

令和7年度

宇治浄水場ほか天日乾燥床ろ材補充業務

仕 様 書

宇治市上下水道部

水 管 理 セ ン タ ー

第1章 一般事項

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する「宇治浄水場ほか天日乾燥床ろ材補充業務」の契約において適用する。

(仕様書)

第2条 本仕様書は、契約書によるほか細部に係る事項を一般事項及び特記事項に示す。

(業務内容)

第3条 業務内容は、第2章特記事項に示す。

(環境保全)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、作業現場の環境保全に努めることはもちろんのこと、当該施設周辺についても悪影響を与えないようにしなければならない。

(施設保全)

第5条 受注者は、本業務の実施にあたり、当該施設の施設保全のため必要な養生を行うものとする。万が一施設を汚染又は損傷した場合は、受注者はこれを修復しなければならない。

(安全衛生)

第6条 受注者は、業務の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 1 労働安全衛生法及び関係法令を遵守し、作業の安全を図らなければならない。万が一事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報するとともに担当職員に連絡し、適切な処置を施すものとする。
- 2 作業現場は混乱のないよう適切な人員を配置して現場の秩序を維持し、整理整頓を行い、保健衛生及び安全管理に努めなければならない。
- 3 当該施設のクレーン等機械設備並びにコンセント等電気設備を使用する作業は、事前に担当職員の承諾を得て、十分に安全確認を行った上で使用しなければならない。
- 4 作業は、発注者の認める方法に基づき安全に行わなければならない。なお、技能資格が必要な作業を行う場合は、専門の資格を有する者に行わせなければならない。

(事前調査)

第7条 受注者は、現場状況や発注図書記載事項その他について綿密な事前調査を行い、状

況を十分把握した上で業務にあたらなければならない。

(競合工事等)

第8条 受注者は、競合する工事等がある場合は、競合相手と連絡し、作業の相互進捗を図るとともに、互いに協力し合わなければならない。なお、競合部分の作業については必要の都度、担当職員と協議するものとする。

(作業時間等に関する事項)

第9条 受注者は、現場での作業実施において、以下の事項を遵守するものとする。

- 1 作業は、祝日を除く月曜日から金曜日までの平日の日間において、午前9時から午後5時までの時間帯内に制限するものとする。
- 2 作業上の都合で前項の制限から逸脱する必要がある場合は、事前にその理由及び作業内容を担当職員に報告するものとし、承諾を得た場合においてのみ作業実施できるものとする。
- 3 作業実施日は、作業開始前及び終了後に、必ず担当職員に作業内容等を報告するものとする。
- 4 作業の都合上、既設機器や施設の運転停止が必要となる場合は、事前に担当職員に連絡し、作業実施の承諾を得るものとする。
- 5 施設運用の都合上、やむを得ない事由により、担当職員が作業の一時中断を指示した場合は、受注者は速やかに従うものとする。

(承諾又は立会確認が必要な事項)

第10条 受注者は、当該施設内で作業を行う場合、作業用車両の占用駐車場所、作業員の休憩場所のほか作業上支障となるものの仮処置等について、担当職員と事前に協議した上で、承諾又は立会確認を受けなければならない。

(作業終了時の処置)

第11条 受注者は、作業終了時は速やかに廃材及び仮設物を撤去し、作業現場を清掃して原形復旧しなければならない。

(受注者の負担)

第12条 本仕様書・発注図書に定められるもののほか、以下に掲げる事項は、受注者が負担しなければならない。

- 1 業務実施上必要となった軽微な作業費用。
- 2 第5条及び第三者に損害を与えた場合の賠償費用。
- 3 官公署届出手続きにかかる一切の費用。

- 4 その他、担当職員が指示する書類の作成費用。

(提出書類)

第 13 条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく担当職員に提出しなければならない。

- 1 契約後 5 日以内に、着手届（契約書第 6 条）・業務金額内訳書・工程（予定）表。
- 2 契約後速やかに、業務担当責任者・技術者届及び下請負（委任）通知書。
- 3 現場施工前に、工程（実施）表及び本業務で使用する材料、部品等の材料通知書並びに第 2 章特記事項に示された承諾図等の承諾申請書類。
- 4 業務完了時に、業務完了届・業務報告書・業務写真（着手前から完了時まで各工程順に整理編集したもの）。

(完了検査)

第 14 条 受注者は、業務完了届提出後、本市検査職員による検査（契約書第 17 条）を指定された日時・場所で受検しなければならない。

(業務金額の請求)

第 15 条 受注者は、業務完了検査合格後、請求書（契約書第 18 条）を提出するものとする。なお、業務金額の支払いは銀行振込一括払いとする（振込先明示のこと）。

(その他)

第 16 条 本仕様書に記載なき事項については、担当職員と協議の上決定するものとする。

第2章 特記事項

1. 業務目的

本業務は、宇治浄水場天日乾燥床2ヶ所及び西小倉浄水場天日乾燥床1ヶ所においてろ材が不足していることから、天日乾燥床の機能を回復するため、ろ材の補充並びに敷き均しを行うものである。

2. 業務名称

宇治浄水場ほか天日乾燥床ろ材補充業務

3. 業務概要

- (1) ろ材補充業務 27m³
- (2) 提出書類作成業務 一式

4. 業務場所

宇治浄水場：宇治市五ヶ庄高車1-2、尼ヶ塚1-2他

西小倉浄水場：宇治市伊勢田町中遊田5-1他

5. 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日

6. 使用材料

資 材 名	規 格	摘 要
砂	洗い砂（荒目）	ろ材として使用

7. 作業内容

- (1) 本業務は、宇治浄水場及び西小倉浄水場内の指定された天日乾燥床へろ材の運搬、敷き均しを行うものとする。なお、補充量は宇治浄水場2床、西小倉浄水場1床の合計3ヶ所に各9m³とする。
- (2) 天日乾燥床への敷き均しは、ろ材の散乱の防止に努めるとともに、人力による作業とし終了後には周囲の清掃を行うものとする。
- (3) 使用する材料は、納品書・搬入材料の詳細がわかる資料を提出するものとする。
- (4) 作業車両については、事前に担当職員と調整するものとする。
- (5) 運搬に際しては、道路交通法等の関連法規を遵守するとともに、ろ材の飛散、落下等を防止するための適切な処理を施すものとする。万一、ろ材の落下等により道路、浄水場内等を汚した場合は、直ちに清掃作業を行うものとする。
- (6) ろ材補充は担当者の指示する期日までに行うものとする。